

ご家族がお亡くなりになったときに必要な手続きについて

下記は、市役所で必要な手続きをまとめたものです。下記以外にも、ご遺族の方にお手続きをお願いする場合があります。
お手続きの際には、来庁される方の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）と認印をお持ちください。

区 分	内 容	持参するもの	担当課
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	印鑑登録証の返還	・亡くなられた方の印鑑登録証 (※紛失している場合はお手続き不要です)	市民保険課 市民班 (1階1番窓口) 0887-53-3126
<input type="checkbox"/> マイナンバー	亡くなられた方のマイナンバーカード・通知カード・個人番号通知書の返却の必要はありません。(死亡後の様々なお手続きでマイナンバーが必要になることがありますので、大切に保管しておいてください。)		
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	被保険者証等の返還、葬祭費の支給申請	・喪主の印鑑 ・喪主を確認できる書類(会葬礼状・葬祭費の領収書等) ・喪主の通帳またはキャッシュカード ・亡くなられた方の国民健康保険被保険者証等(亡くなられた方が世帯主の場合、世帯全員の被保険者証も必要となります。)	市民保険課 保険班 (1階2番窓口) 0887-53-3115
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	被保険者証の返還、葬祭費・高額療養費の支給申請、給付費の受領申立て	・代表相続人および喪主の認印 ・喪主を確認できる書類(会葬礼状・葬祭費の領収書等) ・代表相続人および喪主の通帳またはキャッシュカード ・亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証等	市民保険課 保険班 (1階3番窓口) 0887-53-3115
<input type="checkbox"/> 国民年金	未支給年金・死亡一時金・遺族基礎年金・寡婦年金の請求	必要なものは、お手続きの内容によって変わりますので、事前に担当課までお問合せください。※内容によって、市役所以外でのお手続きが必要な場合があります。	
<input type="checkbox"/> 介護保険	被保険者証等の返還、資格喪失届出	・被保険者証、負担割合証(※)、負担限度額認定証(※) ・相続人代表者の方の認印 (※)は交付している方に限ります。	高齢介護課 社会長寿班 (1階4番窓口) 0887-52-9280
<input type="checkbox"/> 市民税	亡くなられた方によってお手続きが必要な場合がありますので、事前に担当課までお問合せください。		
<input type="checkbox"/> 軽自動車税	廃車または名義変更	125cc以下の原動機付自転車及び小型特殊自動車については、下記のものをお持ちください。 ・名義変更される場合：新たに所有者となる方の認印 ・廃車される場合：ナンバープレート 軽三輪及び軽四輪は全国軽自動車協会連合会高知事務所(Tel.088-842-4311)、125cc超の軽二輪は高知運輸支局(Tel.050-5540-2077)へお問合せください。	税務収納課 市民税班 (1階6番窓口) 0887-53-3116
<input type="checkbox"/> 固定資産税	相続人代表者の届出	・本籍地が香美市以外の方は続柄が確認できる戸籍等(相続登記については、高知地方方法務局香美市局 Tel.0887-52-3052 で別途お手続きをお願いします。)	税務収納課 固定資産税班 (1階7番窓口) 0887-53-3116

裏面もあります

区 分	内 容	持参するもの	担当課
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳	手帳の返還	・亡くなられた方の手帳	福祉事務所 社会福祉班 (2階6番窓口) 0887-53-3117
<input type="checkbox"/> 心身障害者扶養 共済制度	年金請求・弔慰金請求・死亡届	必要なものは、お手続きの内容によって変わりますので、事前に担当課までお問合せください。	
<input type="checkbox"/> 市営住宅	承継・返還・異動等の届出	必要なものは、お手続きの内容によって変わりますので、事前に担当課までお問合せください。	管財課 市営住宅管理班 (3階1番窓口) 0887-53-3113
<input type="checkbox"/> 市営墓地	墓地利用権の承継	<ul style="list-style-type: none"> ・前利用者の許可書 ・承継者の住民票の写し ・承継者が相続人のときは、戸籍謄本その他相続人であることを証する書類 ・承継者が相続人以外の場合は、その承継原因を証する書類 ・代理人指定届（承継者が県外在住の場合） 	管財課 管財班 (3階2番窓口) 0887-53-3113
<input type="checkbox"/> 森林	森林の相続 (森林法第10条の7の2第1項の規定による届出)	<ul style="list-style-type: none"> ・相続した森林の位置を示す図面 ・相続した森林の登記事項証明書（写しも可）、又は、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことがわかる書類 	農林課 林政班 (4階2番窓口) 0887-52-9283
<input type="checkbox"/> 農業者年金	未支給年金の請求 (※手続きは高知県農協各支所で行います)	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の年金証書 ・亡くなられた方の死亡日が確認できる戸籍謄本 ・亡くなられた方と未支給年金請求者との続柄が確認できる戸籍謄本 ・請求者となる方の預貯金通帳、認印 	農業委員会事務局 (4階4番窓口) 0887-53-1085
<input type="checkbox"/> 農地	農地の相続 (農地法第3条の3第1項の規定による届出)	<ul style="list-style-type: none"> ・相続した農地の明細（登記完了証等の農地の地番がわかるもの） ・相続された方の認印 	
<input type="checkbox"/> 上下水道	水道・下水道の使用者名義人、給水装置の所有者の変更または休止	<ul style="list-style-type: none"> ・相続された方の認印 ・土地建物の登記簿謄本または戸籍謄本その他相続人であることを証する書類と誓約書 	上下水道 窓口センター (北庁舎) 0887-53-3110
<input type="checkbox"/> 浄化槽	管理者の変更または休止 (お手続きは高知県中央東福祉保健所で行います)	必要なものは、高知県中央東福祉保健所にお問合せください。 (衛生環境課浄化槽担当 TEL0887-52-0004)	環境課 環境班 (北庁舎) 0887-53-1063
<input type="checkbox"/> 犬の登録	飼い主（管理者）の変更	・新たに飼い主になる方の認印	

各種お手続きで、住民票や戸籍を必要とする場合は、下記の日数を目安にご来庁ください。（※死亡届の提出先が香美市の場合）

〈戸籍事項証明書〉

本籍地が香美市の場合・・・届出された日の翌開庁日から概ね7日目以降にご請求いただくことができます。

本籍地が香美市以外の場合・・・本籍地の市区町村にお問合せください。

〈住民票〉

住所地が香美市の場合・・・届出された日の翌開庁日から2日目以降にご請求いただくことができます。

住所地が香美市以外の場合・・・住所地の市区町村にお問合せください。